

正しいはかりを使用しましょう

計量法第16条では、取引又は証明に使用するはかりや分銅、おもりは、「**検定証印**」又は「**基準適合証印**」が付されたものでなければならないと規定しています。



2023 06

「検定証印」

2023年6月に検定を受けて合格したことを表しています



2023 06

「基準適合証印」

大臣が指定した者が製造し、2023年6月に基準適合証印を付したことを表しています

***注意!** 検定証印又は基準適合証印の無いはかり等は取引・証明に使用できません。

定期検査は必ず受検してください!

計量法第19条では、**取引**又は**証明**に使用するはかりや分銅、おもりは、2年に1回行われる定期検査を受けなければならないと規定しています。

定期検査を受けないはかりを取引や証明に使用することはできません。



← 定期検査に合格したはかりには、合格したことを証明するシールを貼ります。

注意! 定期検査で不合格になったはかり等は取引・証明に使用できません。

なお、検定に合格した年月又は基準適合証印を付した年月（検定証印又は基準適合証印の隣接した箇所につかれています）から1年以内の1回目の定期検査は受検が免除されます。

また、計量士と直接契約をして定期検査を受けることにより、長岡市が行う定期検査が免除される「定期検査に代わる計量士による検査（代検査）」制度もあります。

取引とは…有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

証明とは…公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。

検査の対象となるはかりの例

- ・ 商店、露店、行商などで商品の売買に使用するはかり
- ・ 病院、薬局等で使用する薬の調剤用のはかり
- ・ 病院、学校、保育園等で健康診断や公の機関への報告用として使用する体重計
- ・ 運送業者等が貨物運賃の算出用に使用するはかり（取次店も含む）
- ・ 農業、漁業等の生産者がその生産物等の売買又は出荷のために使用するはかり
- ・ 工場、事業所等が原材料の購入や製品の販売、出荷のために使用するはかり
- ・ 納品検収用に使用するはかり

<お問い合わせ先> 長岡市商工部産業支援課 TEL 0258-39-2222

はかりの定期検査を実施します

今年度、以下の地域において、はかりの定期検査を実施します。

また、長岡市は、専門的な知識や経験を豊富に持つ一般社団法人新潟県計量協会を指定定期検査機関に指定し、はかりの定期検査を委託します。以下の点にご注意ください。

- ① 受検いただく日時や会場は、受検日の約1週間前までに（一社）新潟県計量協会が個別にハガキで御案内します。
- ② 検査手数料は、検査会場において現金でお支払いいただきます。
 なお、その場で（一社）新潟県計量協会が発行する領収書をお渡しします。

＜度検査日程及び会場（予定）＞

対象地域名	検査日程	対象地域名	検査日程
越路地域	6月1日(木)・2日(金)	中之島地域	6月9日(金)
小国地域	6月5日(月)	栃尾地域	6月12日(月)・13日(火) 14日(水)・15日(木)
和島地域	6月6日(火)	三島地域	6月16日(金)
寺泊地域	6月7日(水)・8日(木)	与板地域	6月19日(月)・20日(火)

※検査時間は、平日午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとなります。

＜検査手数料＞

種類		能力	金額
電は 気か 式り		100kg以下	1,400円
		250kg以下	1,900円
		500kg以下	2,300円
機は 械か 式り		100kg以下	500円
		250kg以下	900円
		500kg以下	1,500円
棒はかり、直線目盛はかり			250円
分銅、おもり		(1個)	10円

※ 注意：精密な調剤用などの天びんや電気式はかりで、ひょう量と最小目量(又は感量)の比が1万分の1未満のはかりは上記料金の2倍です。

(例) ひょう量150g、1目盛の値10mg(0.01g)の電気式はかりは
 $0.01 \div 150 = 15,000$ 分の1 < $10,000$ 分1なので、
 1,400円の2倍の2,800円になります。

＜お問い合わせ先＞ 長岡市商工部産業支援課 TEL 0258-39-2222
 長岡市ホームページ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp>